

## 付属書類2

控訴院  
出向機関

1990年および1991年

### 裁判所の長の評価 および事前面談用のレジスト

姓：  
通常用いる姓：  
家族状況：  
就職する職種：

夫の姓：  
名：  
裁判所：

#### 司法官の活動についての記述

(裁判所の長が当該前検査による記述に完全に同意しない場合はのみ、その長が記述すること)

書文書は、控訴院長、司法院または訴訟によって記入されるもので、四つの項目に分割され、最後に一般的な評価が書かれられる。

それぞれの項目について、実際に評価と、親によって示される評価を行うものとする。  
以下にいくつかの項目について説明を行う。

各書には、自己評価があり、これは主に自身を非常に記入されなければならない、「操作なし」という欄は、全く操作的な場合（ごく最近異動があった場合、出向機関に差し戻されない場合）にのみ用いられるものである。

各「私的」欄において、「操作または操作に応じて」という記載がなされている欄は、その欄目が、すでに切らかにされた。司法官が行うべき操作または操作に対する場合にのみ記入される。

#### I. 一般的な審査能力

判断力：通常の審査期間を経て、やだなられた結果を解決し、その複数に属する手段を講じ、または、事件についての表示をなす司法官の能力である。

判断・交渉能力：この基準は、特に、その職務の直行における、他人とりわけ訴訟当事者に対する、社会性、結束力および教養の高い力を含む。

新しい状況に対する適応力：この基準により、特に、司法官の記述内容、その任務の構造上または経済構造上の変化、立派または平穏の構成、新しい技術、予想したない状況などに順応する能力を評議することができる。

I-1. 技術上および技術上の職業性

技術知識を活用する能力：この基準により、著しくおよび技術上の状況を分析、評価する能力、適切な技術論によって問題を解決する能力を把握することができる。

技術における行動的指導能力：この基準により、明確かつ平易に説明し、事件の様々な侧面を明らかにし、申請を理解し、適切に介入をする能力を示すことができる。

会議の指導能力：この基準は、特に、中央官庁、出向機関または裁判所において行われる、非監視的性質の活動に適用される。

一件記録の作成・整理力：この項目は、一件記録を作成するよう求められている証明書および被検官に適用され、一件記録を、明確に、構造的に、使いやすいように作成する能力を対象とする。

#### II. 管理能力および生産能力

個人の裁量と指揮し、監督・監視を実行する能力：この基準により、商業を持てまたは必要な権限には何れも承認されて商業に替わる範囲を行なう、司法官の能力を評議することができる。

組織を規定し、必要な人材的手段を決定する能力：この基準は、特に、行政上の責任を負い、または、これを負う可能性のある司法官に適用する。

#### III. 職業上の義務

公職の秘密と秘密：この基準により、司法官が最も状況で担当した事件を、質的および量的に正確する能力を評議することができるはずである。

私的の職業上向上：この基準は、職業教育が必要な場合において、司法官がその知識または作業方法を改善または向上するために行なった行動または活動を評議することを目的とする。

他の機関との職業上の連携：この基準は、司法官が、その職務あるいは補助に応じて、裁判所検査官、警察、憲兵、行政機関、地方公共団体、非営利団体、福祉サービス団体などとの間に有する職業上の関係の質についての評議を対象とする。

I-A 一般的な職業能力に関する文章による評価

I-B 法律的および技術的な職業能力に関する文章による評価

II 整理能力および主導能力に関する文章による評価

III 職業上の義務に関する文章による評価

一般的評価：  
(特に、教育の必要性と司法官が資格を有している権限について)

## I-A 一般的な職業能力

|              | 秀逸 | 優 | 良 | 可 | 不可 | 備考 |
|--------------|----|---|---|---|----|----|
| 判断力          |    |   |   |   |    |    |
| 実務および判断力     |    |   |   |   |    |    |
| 精神力および自制心    |    |   |   |   |    |    |
| 責任感          |    |   |   |   |    |    |
| 聴取・交渉能力      |    |   |   |   |    |    |
| 運動の精神        |    |   |   |   |    |    |
| 新しい状況に対する適応力 |    |   |   |   |    |    |

## I-B 法律上および技術上の専門能力

|  | 秀逸 | 優 | 良 | 可 | 不可 | 備考 |
|--|----|---|---|---|----|----|
| 法律の知識の正確性と多様性                              |    |   |   |   |    |    |
| 法律の知識を活用する能力                               |    |   |   |   |    |    |
| 統合力  |    |   |   |   |    |    |
| 文章表現能力                                     |    |   |   |   |    |    |
| その職務または権限に応じて、<br>法律における弁護の指揮能力または口頭での指示能力 |    |   |   |   |    |    |
| 会議の指揮能力                                    |    |   |   |   |    |    |
| 一件記録の作成・指導力                                |    |   |   |   |    |    |
| 業務が行なわれる分野の社会経済情勢についての認識                   |    |   |   |   |    |    |

## II 整理能力および主導能力に関する文章による評価

|  | 秀逸 | 優 | 良 | 可 | 不可 | 備考 |
|--|----|---|---|---|----|----|
| 業務の遂行における整理事業                            |    |   |   |   |    |    |
| その職務または権限に応じて、<br>個々の訴訟を指導し、訴・裁判所を主導する能力 |    |   |   |   |    |    |
| 権限を行使する能力                                |    |   |   |   |    |    |
| 管理能力（会員、不動産、施設等）                         |    |   |   |   |    |    |
| 目標を策定し、必要な人的的手段を決定する能力                   |    |   |   |   |    |    |

## III 職業上の義務に関する文章による評価

|                      | 秀逸 | 優 | 良 | 可 | 不可 | 備考 |
|----------------------|----|---|---|---|----|----|
| 職務に対する柔軟性と忠誠心        |    |   |   |   |    |    |
| 仕事の能率と効率             |    |   |   |   |    |    |
| 裁判所の全般的な運営と活動への関心と夢想 |    |   |   |   |    |    |
| 知識の活用と向上             |    |   |   |   |    |    |
| 裁判所整備等への関与と公務員との関係   |    |   |   |   |    |    |
| 司法省との職業上の関係          |    |   |   |   |    |    |
| 他の機関との職業上の関係         |    |   |   |   |    |    |
| 部・裁判所または司法機関を代表する能力  |    |   |   |   |    |    |

---

事前審査用のレジュメ  
(階級上位にある者によって作成される)

---

作成者 姓 : 名 :  
身分 : 暗名)

---

確認済 : 関係司法官のサイン :